

職務の級の分類に関する規則をここに公布する。

平成二十八年三月二十二日

広島県人事委員会

委員長 加 藤

誠

広島県人事委員会規則第二号

職務の級の分類に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、職員の給与に関する条例（昭和二十六年広島県条例第二十二号。以下「給与条例」という。）第二十三条及び市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和二十八年広島県条例第四十九号。以下「市町立学校職員条例」という。）第十一條の規定に基づき、職務の級の分類に関する事項を定めるものとする。

(基準となる職務と同程度の職務)

第二条 給与条例第四条第四項の人事委員会規則で定めるものは、別表第一の職務の欄に掲げる職務とする。

2 市町立学校職員条例第三条第四項の人事委員会規則で定めるものは、別表第二の職務の欄に掲げる職務とする。

(職務の級の分類)

第三条 給与条例第四条第三項及び市町立学校職員条例第三条第三項に規定する職員の職務の級の分類は、給与条例別表第六及び市町立学校職員条例別表第二並びに前条の規定による別表第一及び別表第二の定めるところに従い行うものとする。

2 前項の規定に基づき職員の職務を分類した級別職務分類表は、人事委員会が別に定める。(雑則)

第四条 この人事委員会規則の実施に関し、必要な事項は、人事委員会が別に定める。

附 則

この人事委員会規則は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、別表第一の一行政職給料表ニ警察の表六級の部（財務局長に係る部分に限る。）及び別表第一の二公安職給料表の表七級の部（交通事故分析官に係る部分に限る。）の規定は、平成二十八年四月十五日から施行する。

別表第一（第二条関係）

イ 知事部局

三級 の級	職務	基準となる職務	機 関	職 務
東京事務所	消防学校	本 庁	教諭	税務査察員
県税事務所	税務査察員			
政策課長				

四級	三級										二級	一級	の職務 級	七級	六級	四級	三級	の職務 級	口
2 1 長代理の職務 地方機関の職務	職務 主査又は係長の 主査又は係長の										主任の職務	主事または技師	基準となる職務	本庁の局長の職	1 本庁の部長 2 地方機関の 長の職務	1 長代理の職務 2 参事又は課 次長又は課長	主査又は係長の 職務	基準となる職務	議会
本庁	共通	学校	中学校、高等学 校及び特別支援 学校	歴史民俗資料館	1 生涯学習センタ 少年自然の家	図書館	丘みよし風土記の 埋蔵文化財セン ター	学校	中学校、高等学 校及び特別支援 学校	図書館	教育センター	教育センター	機 関	事務局	事務局	事務局	機 関	二 都市建築技術審議官	
三 二 人事管理監	一 秘書広報室長	二 職員給与室長	一 課長補佐	二 管理主事	一 社会教育主事	二 文化財保護主事	三 事務主幹	四 事務長	三 副所長	二 副所長	一 副所長	一 副所長	副所長	事務局長	次長	企画法制監	政務調査員	職 務	

人事委員会										共通		警察学校	
人事委員会										警察本部		会計監査官	
七級	六級	五級	四級	の職務	七級	六級	の職務	六級	五級				
務 本庁の局長の職	2 いの職務 長の職務	1 本庁の部長	3 長の職務	2 地方機関の 規模の大きさ	1 参事の職務	2 地方機関の 規模の大きさ	1 本庁の部長	2 いの職務 長の職務	1 本庁の課長	2 いの職務 長の職務	1 本庁の課長	2 地方機関の 規模の大きさ	1 本庁の課長
事務局		事務局		事務局		事務局		事務局	機 関	事務局	機 関	警察本部	警 察 本 部
事務局長		次長		主任労働監		労働監		事務局長	職 務	事務局長	職 務	三二一 財務局長 運転免許センター長	会計監査官

卜監查委員會

—

公安暗綁米妻

七級		六級							
5 長補佐の職務を行う課	4 長の職務特に困難な業務を行	3 部の職務警察署の次	2 部の職務警察署の長	1 警察本部の課長の職務	1 警察本部の課長補	1 困難な業務を行う課長補	1 困難な業務を行う課長補	共通	警察署
5 長補佐の職務	4 長の職務	3 部の職務警察署の次	2 部の職務警察署の長	1 警察本部の課長の職務	1 警察本部の課長補	1 困難な業務を行う課長補	1 困難な業務を行う課長補	一 調査官	二 主席教官
5 長補佐の職務	4 長の職務	3 部の職務警察署の次	2 部の職務警察署の長	1 警察本部の課長の職務	1 警察本部の課長補	1 困難な業務を行う課長補	1 困難な業務を行う課長補	二 四級の部共通の項に掲げる職務のうち、困難な業務を行う職務	三 四級の部警察学校の項第一号に掲げる職務のうち、困難な業務を行う職務
5 長補佐の職務	4 長の職務	3 部の職務警察署の次	2 部の職務警察署の長	1 警察本部の課長の職務	1 警察本部の課長補	1 困難な業務を行う課長補	1 困難な業務を行う課長補	三 分庁舎長	三 主席教官
5 長補佐の職務	4 長の職務	3 部の職務警察署の次	2 部の職務警察署の長	1 警察本部の課長の職務	1 警察本部の課長補	1 困難な業務を行う課長補	1 困難な業務を行う課長補	四 派出所長	四 四級の部警察署の項第一号から第三号までに掲げる職務のうち、困難な業務を行う職務
5 長補佐の職務	4 長の職務	3 部の職務警察署の次	2 部の職務警察署の長	1 警察本部の課長の職務	1 警察本部の課長補	1 困難な業務を行う課長補	1 困難な業務を行う課長補	五 交番所長	五 特别警ら隊長
5 長補佐の職務	4 長の職務	3 部の職務警察署の次	2 部の職務警察署の長	1 警察本部の課長の職務	1 警察本部の課長補	1 困難な業務を行う課長補	1 困難な業務を行う課長補	六 三 二 一 次長	六 派出長
5 長補佐の職務	4 長の職務	3 部の職務警察署の次	2 部の職務警察署の長	1 警察本部の課長の職務	1 警察本部の課長補	1 困難な業務を行う課長補	1 困難な業務を行う課長補	七 三 二 一 分庁舎長	七 特别警ら隊長
5 長補佐の職務	4 長の職務	3 部の職務警察署の次	2 部の職務警察署の長	1 警察本部の課長の職務	1 警察本部の課長補	1 困難な業務を行う課長補	1 困難な業務を行う課長補	八 三 二 一 室長	八 特别警ら隊長
5 長補佐の職務	4 長の職務	3 部の職務警察署の次	2 部の職務警察署の長	1 警察本部の課長の職務	1 警察本部の課長補	1 困難な業務を行う課長補	1 困難な業務を行う課長補	九 三 二 一 隊長	九 特别警ら隊長
5 長補佐の職務	4 長の職務	3 部の職務警察署の次	2 部の職務警察署の長	1 警察本部の課長の職務	1 警察本部の課長補	1 困難な業務を行う課長補	1 困難な業務を行う課長補	十 三 二 一 監察官	十 特别警ら隊長
5 長補佐の職務	4 長の職務	3 部の職務警察署の次	2 部の職務警察署の長	1 警察本部の課長の職務	1 警察本部の課長補	1 困難な業務を行う課長補	1 困難な業務を行う課長補	十一 三 二 一 通信指令官	十一 特别警ら隊長
5 長補佐の職務	4 長の職務	3 部の職務警察署の次	2 部の職務警察署の長	1 警察本部の課長の職務	1 警察本部の課長補	1 困難な業務を行う課長補	1 困難な業務を行う課長補	十二 三 二 一 聽聞官	十二 特别警ら隊長
5 長補佐の職務	4 長の職務	3 部の職務警察署の次	2 部の職務警察署の長	1 警察本部の課長の職務	1 警察本部の課長補	1 困難な業務を行う課長補	1 困難な業務を行う課長補	十三 三 二 一 秘書室長	十三 特别警ら隊長
5 長補佐の職務	4 長の職務	3 部の職務警察署の次	2 部の職務警察署の長	1 警察本部の課長の職務	1 警察本部の課長補	1 困難な業務を行う課長補	1 困難な業務を行う課長補	十四 三 二 一 文書管理室長	十四 特别警ら隊長
5 長補佐の職務	4 長の職務	3 部の職務警察署の次	2 部の職務警察署の長	1 警察本部の課長の職務	1 警察本部の課長補	1 困難な業務を行う課長補	1 困難な業務を行う課長補	十五 三 二 一 公安委員会補佐室長	十五 特别警ら隊長
5 長補佐の職務	4 長の職務	3 部の職務警察署の次	2 部の職務警察署の長	1 警察本部の課長の職務	1 警察本部の課長補	1 困難な業務を行う課長補	1 困難な業務を行う課長補	十六 三 二 一 企画官	十六 特别警ら隊長

イ 研究職給料表	五 の職務 の職務 基準となる職務	二級 の職務 1 中学校の教 諭、養護教諭 又は栄養教諭 の職務 2 児童自立支 援専門員の職 務		二級 の職務 1 は特別支援学 校の教諭、養 護教諭又は栄 養教諭の職務 2 は特別支援学 校の高度の知 識又は経験を 必要とする業 務を行う実習 助手又は寄宿 舎指導員の職 務		二級 の職務 1 は特別支援学 校の教諭、養 護教諭又は栄 養教諭の職務 2 は特別支援学 校の高度の知 識又は経験を 必要とする業 務を行う実習 助手又は寄宿 舎指導員の職 務		九級 1 警察本部の 困難な業務を行 う部長の職 務 2 規模の大き い警察署の困 難な業務を行 う長の職務		九級 1 警察本部 八級の部警察本部の項第一号から 第四号までに掲 げる職務のうち、 困難な業務を行 う職務 2 警察学校 八級の部警察学校の項第一号に掲 げる職務のうち、 困難な業務を行 う職務	
		機 関	機 関	中学校	講師	職 務	機 関	講師	職 務	警察署	警察学校
		職 務	職 務							一 校長 二 七級の部警察学校の項第一号 に掲げる職務のうち、困難な業 務を行う職務	うち、困難な業務を行 う職務

六

八

四

の職務	警察	四級	の職務	八 医療職給料表(三)	イ 知事部局	三級	二級	一級	の職務	四級	の職務	教育委員会	口 イ 知事部局	四級	の職務	七 医療職給料表(二)	四級	の職務	1 本庁の局長	1 本庁	厚生環境事務所	本庁	3 地方機関の 次長の職務	3 地方機関の 困難な業務に 従事する課長	共通
		又は課長の職務	地方機関の次長			主査又は係長の職務	主任の職務	技師の職務	基準となる職務		又は課長の職務	地方機関の次長		共通	機関										
機 関		共通	本庁			機 関	支援学校	中学校及び特別	支援学校	中学校及び特別	機 関	共通	機 関												
		担当監	参考			職 務		栄養主幹	栄養主任	栄養士	職 務	参考	職 務												
職 務																									

一 主査
二 二級の部共通の項に掲げる職務のうち、困難な業務に従事する職務

三 級の部本庁の項に掲げる職務のうち、困難な業務に従事する職務
四 三級の部厚生環境事務所の項に掲げる職務のうち、高度の知識経験に基づき、業務に従事する職務
五 三級の部こども家庭センターの項に掲げる職務のうち、高度の知識経験に基づき、業務に従事する職務
六 三級の部共通の項第一号に掲げる職務のうち、高度の知識経験に基づき、業務に従事する職務

三級 職務 主査又は係長の	警察本部
警察学校	一課長補佐 二主任専門官
二專門官	二課長補佐 三主任専門官

備考

1 知事部局に置かれる局付の職、教育委員会におかれる部付若しくは学校付の職又は警察に置かれる部付、課付、校付、署付若しくは隊付の職に係る職務の級は、人事委員会が別に定める。

2 職の改廃に伴う経過措置として置かれる職に係る職務の級は、人事委員会が別に定める。

3 本表により難い事情があると認められるときは、あらかじめ人事委員会の承認を得て、別段の定めをすることができる。

別表第二
(第二条関係)

一 教育職給料表(イ)

二級 の職務 基準となる職務	四級	三級	二級 の職務 基準となる職務	機 関
1 市町立の高等學校、中等教育學校又は特別支援學校等の教諭の職務 2 市町立の中等教育學校又は特別支援學校等は特別支援學	市町立の小學校又は中學校の教頭の職務	市町立の小學校又は中學校の教頭	1 市町立の小學校、中學校又は中等教育學校の教諭の職務 2 市町立の小學校又は中學校の養護教諭又は栄養教諭の職務	小學校、中學校及び中等教育學校

二級 の職務 基準となる職務	四級	三級	二級 の職務 基準となる職務	機 関
1 市町立の高 等学校、中等 教育學校又は 特別支援學校 等の教諭の職 務 2 市町立の中 等教育學校又 は特別支援學 等は特別支 援學	市町立の小學校 又は中學校の 校長の職務	市町立の小學校 又は中學校的 教頭	1 市町立の小 學校、中學校 又は中等教育 學校の教諭の 職務 2 市町立の小 學校又は中 學校の養護 教諭又は栄 養教諭の職 務	小學校、中學校 及び中等教育 學校

二

教育職給料表(ロ)

二級 の職務 基準となる職務	機 関
1 市町立の高 等学校、中等 教育學校又は 特別支援學校 等の教諭の職 務 2 市町立の中 等教育學校又 は特別支援學 等は特別支 援學	講師 別支援學校 教育學校及び特 別支援學校
講師	職 務

校の養護教諭 又は栄養教諭 の職務	
3 市町立の特 別支援学校の 高度の知識又 は経験を必要 とする業務を 行う寄宿舎指 導員の職務	

備考

- 1 一教育職給料表(イ)表中三級の部又は同表四級の部に規定する職は、市町立学校職員条例附則第四項の規定が適用される場合の当該中等教育学校に勤務する教頭又は校長に限る。
- 2 学校付の職に係る職務の級は、人事委員会が別に定める。
- 3 本表により難い事情があると認められるときは、あらかじめ人事委員会の承認を得て、別段の定めをすることができる。